

2019 年度事業計画

I. 基本方針

1. 児童虐待が重大な子どもの権利侵害であることに鑑み、活動に際しては子ども自身を権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先させること。
2. 児童虐待防止を社会意識として形成していくためには、青少年期からの予防的視点を育む教育的取り組みが求められており、その拡充に努めること。
3. 電話相談、母親のグループケア等、子育てに悩む親と子どもへの直接的な支援を充実させること。
4. 行政機関や他のNPO等、民間団体とのパートナーシップの構築を促進させること。
5. 多領域の専門職の人々と共に学び合う場を提供するとともに、児童虐待防止のために活動する人材の育成に努めること。
6. 一人でも多くの人たちに児童虐待についての理解と防止のための啓発に努めること等をめざす。

II. 2019 年度事業に関する事項

1. 子どもの虐待防止に関連する領域の「電話相談事業」

- 1) 電話相談「子どもの虐待ホットライン」事業（月～金 11:00～17:00）

相談者の多様なニーズへの適切な対応をめざし、相談員研修・ケースカンファレンス、スキルアップを図ります。

「子どもの虐待ホットライン」の広報を中心に、電話相談の今後のあり方について引き続き検討を進めてまいります。

- 2) 児童虐待防止推進月間・集中電話相談実施（11月）

11月1日～5日の5日間、休日・夜間も含め電話相談を実施、さらにこの月間をホットラインの集中的な広報の機会と捉え、関係機関・報道機関への周知に取り組みます。

- 3) 「関西児童虐待防止電話相談連絡会」の開催

関西の虐待防止に関わる電話相談領域（児童家庭支援センターなど）に対する研修の機会を提供するとともに、実践交流を図ります。

- 4) 日本子ども虐待防止学会 公募シンポジウムの企画・参加

虐待防止電話相談をテーマに重ねてきたシンポジウムも4年目となります。今年度は当協会が企画を担当し、他機関と協力して議論をさらに深めます。

2. 子どもの虐待防止に関連する領域の「地域支援事業」

- 1) 大阪市要保護児童対策地域協議会機能強化事業

大阪市内で予算化された2011年より、毎年、機能強化事業を依頼され、受託してきました。協会としては今年度も引き続き、この事業を受託し、スーパーバイザー派遣を通し、協議会の機能強化に取り組んでいきたいと考えて

います。

2) 大阪市要保護児童対策調整機関の調整担当者研修

「児童福祉法の一部改正」(平成28年6月公布)に伴い、市区町村の要保護児童対策地域協議会担当者の専門性強化の観点から、平成29年度より研修が法定化されました。今年度も大阪市より各区職員に対する研修(19コマ28.5時間を2期)の委託があり、協会関係者等を講師とする研修を実施します。また、近隣府県他市の同種の研修についても講師派遣の形で検討していきます。

3) 講師の派遣

市区町村を中心とする各地関係機関に対して、ニーズに沿った研修・講演会等への講師派遣を行います。市区町村へのスーパーバイザー派遣についても可能な範囲で検討します。

4) 関係機関懇話会

市町村の児童虐待対応の役割が増す中、児童虐待の防止と支援の強化がよりいっそう必要とされています。本年度は「市町村子ども家庭総合支援拠点の課題」をテーマに、市区町村支援関係者同士の情報交換・意見交換の場の設置を検討します。

5) 対外活動および民間団体・関係機関との連携

地域における児童虐待の防止のためには、民間団体による親子支援が不可欠です。引き続き、厚生労働省の健やか親子21推進協議会へ参加し、大阪府内の民間団体とのネットワークや、これまでの全国の民間団体とのネットワークをさらに密なものとしていきます。

3. 子どもの虐待防止に関連する領域の「研修・研究事業」

1) Child Abuse 研究会開催 (年3回)

2) オープン講座 (入門編) 開催 (8月1日)

3) オープン講座 (実践編) 開催 (8月3・4日)

4) 特別セミナー 10月**日

① 受託事業

① 大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修 兼 大阪府市町村児童家庭相談担当者
スキルアップ研修事業 (6月～12月 11日間の予定)

② 府内保健師虐待予防研修(予定)

4. 子どもの虐待防止に関連する領域の「グループケア事業」

1) 虐待防止を目的とするグループケアへの参与

昨年度に引き続き、3市7機関(6保健センター、1子育て支援ネットワークセンター)の要請に応じてスタッフを派遣、「大阪方式マザーグループ」の実践を通してその普及を目指します。

その他、グループ立ち上げについての相談やグループケア活動に関連する研修の講師、スーパーヴァイザーの要請についても対応します。

2) 虐待防止を目的とするグループのスタッフ養成支援

大阪方式マザーグループなど、虐待防止を目的とするグループケアを実施するためのスタッフ養成を支援する取り組みを行い、更なる質的向上を目指します。

5. 子どもの虐待防止に関連する領域の「子ども支援事業」

- 1) 高校への出前授業「ティーンズ APCA」の内容の充実に努めると共に、学校からの要請に対応した授業を実施し、虐待予防啓発に努めます。
- 2) 児童虐待予防に向けた授業への理解を広げるため、高校を中心に学校の先生方との意見交流会を継続して開催します。
- 3) 大学生の研修や大学祭でのオレンジリボン啓発活動への協力、中学・高校生のレポート作成への協力等、各学校からの要請に対応し、若い世代の虐待防止への理解・協働を促します。
- 4) 子ども用電話相談啓発ポスター、カードを大阪府下全中学校、高等学校へ配布します。
- 5) これら活動の充実のため、学習会等、スタッフの研鑽に努めます。

6. 子どもの虐待防止に関連する領域の「広報・啓発推進事業」

1) 機関紙「APCA 通信」の発行

協会会員及び児童虐待問題に関心及び関与している機関や人々に向けて、年3回(各10ページ・二色刷り)発刊し、情報発信に努めます。「読みやすく、わかりやすく」活動を具体的に、生き生きと伝えること、オレンジリボン啓発にも資すること、会員獲得に向けて、より一層の活動に努めます。

2) ホームページの更新

その速報性を活かして、研修の案内や活動の報告などを迅速に行うとともに、協会の理念や事業目標などをわかりやすく伝え、理解者・支援者の拡大をめざします。

3) 書籍、リーフレット・セールスシートなどの広報

書籍の販売と頒布促進のための方策を講じるとともに、様々なリーフレット類を用いてスムーズな情報発信を行ってまいります。さらにホームページと連動し協会の理念や事業目標などをわかりやすく伝えるセールスシートを作成し、支援者拡大を図ります。

4) オレンジリボン事業の展開

児童虐待防止全国ネットワークの市民対象アンケート（2017年度）では、オレンジリボンの周知度の低さが明らかになりました。ピンクリボンを知らない方は21%に対し、オレンジリボン未知の方は45%にも達し、まだまだの感です。しかしオレンジリボンの意味は未知でも、子どもの虐待防止については強い関心をお持ちでした。この2年の痛ましい事件を通じて、市民の方の思いはますます高まっていると思います。「オレンジリボン=子どもの虐待防止」の意識を高めるため、今後とも啓発方法を検討したいと考えます。

Ⅲ. 組織部門に関する事項

1. 組織運営の強化（財政基盤の強化）

これまでの取り組みの蓄積と成果を踏まえ、多様な事業を支える組織基盤のさらなる安定を目指し、事務局体制の強化、事務局と各部門との連携強化に努めるとともに、積極的な資金調達（ファンドレイジング）を図ります。

財政基盤の強化は、協会の喫緊の課題であり、組織の存続・事業継続のために、設立30周年に当たる2020年度を念頭に2019年度は200万円の財源拡大を目標に、以下の活動に取り組みます。

具体的には、支援者拡大に向けたプロジェクトチームを結成し、組織の潜在力を再確認し、既存寄付者と潜在的寄付者の分析を行い、理事・スタッフを挙げて以下の活動に取り組みます。

- ① 協会のめざす社会・協会の存在意義・行動指針等をまとめ、わかりやすいセールシートを作成し、寄付者・会員等支援者の拡大に向け、寄付者分析内容をもとに募金活動を展開します。
- ② 事業者の「NPOのための資金調達 支援者管理サービス」を導入し、
 - ・ホームページにファンドレイジングページを作成、事業に特化した寄付募集やマンスリー寄付の導入も致します。
 - ・クレジット決済での寄付募集を可能に致します。
- ③ 他団体の寄付募集サイトなども活用し、情報発信と支援者拡大の機会を増やします。
- ④ 支援の継続を図るため、機関紙だけでなく、正会員以外の方へも平易な事業報告の送付や配信を検討します。またメーリングリストを充実させ、密な情報発信を心掛けます。
- ⑤ 研修会や授業参加、オレンジリボン販売などを自主事業さらに活性化し、講師派遣のコーディネート料の導入も検討し、収益拡大に努めます。
- ⑥ さらに信用度を高めるため情報公開を進め、助成金獲得にも努めます。

こうした資金調達の努力とともに、合わせて、人件費を含めた経常支出の緊縮も視野に、組織基盤の見直しと強化を図って参ります。